

令和6年度秋田県地域福祉行政懇談会報告



令和6年8月23日（金）、秋田市において、秋田県健康福祉部及び秋田県教育庁幼保推進課と秋田県地域福祉推進委員会委員による行政懇談会が開催されました。

昨年度に引き続き2回目の開催となり、2件の政策要望と4件の協議テーマに基づく政策協議が行われました。

要望と協議テーマの概要、県からの回答及びコメントを以下にまとめました。

要望－1

災害ボランティアセンターの設置、運営に関する協定の締結について

市町村社会福祉協議会連絡協議会

- (1) 発災時の迅速な災害ボランティア支援やその後のスムーズな災害福祉支援などを可能とするため、経費負担や発災時・復旧期・生活再建期のそれぞれのフェイズにおける各関係機関の役割分担などについてあらかじめ整理した協定を締結しておくことが重要であることから、市町村における協定締結を促進するため、総合防災計画への明記や条例の制定等の具体的な根拠となる取組を検討いただくよう要望します。

未締結の市町村に対しては、地域福祉推進委員会から別途それぞれ協定締結の要望を行う予定としております。

- (2) また、国に対しては、災害法制を改正し、災害ボランティアや災害福祉支援に係る費用の公費負担なども含め、災害時の「福祉」を明確に位置付けることを働きかけていただくよう要望します。

県からの回答

本県の地域防災計画では、県、市町村及び社会福祉協議会などの関係機関は、災害時において住民・支援団体等と連携・協働してボランティア活動を効果的に実施するための環境整備に努めることとなっています。

また、災害発生時の官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画において災害ボランティアセンターの運営者である市町村社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努めることとなっています。

あらかじめ役割分担や費用負担等を定めておくことは、迅速かつ円滑な支援活動につながるものと認識していますので、毎年秋頃に開催している市町村防災担当会議の場などを活用し、災害ボランティアセンターの立ち上げの流れに関する助言等も含めて丁寧な説明をしていきたいと思っています。

また、貴委員会からの市町村に対する要望に合わせた通知の発出などにより、協定の締結について市町村に働きかけていきたいと考えています。

市町村の協定締結について県条例に盛り込むことは困難ですが、県の地域防災計画への明記については必要に応じて対応したいと思っています。

先の能登半島地震では、被災地の社会福祉施設への介護職員の派遣費用等は特例として災害救助法の支弁対象となっていますが、災害救助法などの災害法制において福祉の位置づけは明確になっていません。

このため、県では、国に対して、災害派遣福祉チーム（DWAT）など要配慮者や被災者に対する福祉関係者による支援について、災害時の支援活動に係る経費負担等の法令上の整備をするほか、平時の研修等の取組に対する財政上の支援の充実を図るよう全国知事会を通じて要望しています。

要望－２

障害児保育等における市町村格差の解消と 少子化対策の基盤としての保育・教育施設の確保について

秋田県保育協議会

- （１） 障害児保育など、各市町村の裁量が大きい事業については、高い水準の自治体に合わせられるよう県内市町村への情報提供や情報共有を行っていただくほか、市町村間で著しい格差が生じている場合には、資金面も含めて県が必要な支援を講じていただくよう要望します。
- （２） 各市町村に対しては別途要望を行う予定ですが、子どもの数の減少に関わらず、少子化対策のベースとなる「住民が安心して子どもを産み育てることができる環境の担保」として、市町村が責任をもって保育・教育施設の維持に取り組む根拠となる、条例の制定等の施策を検討いただくよう要望します。
- （３） 同時に、国に対しては、保育・教育施設という社会にとって不可欠なインフラを社会保障制度における基本的な公助として担保する必要性を踏まえたうえで、各自治体における保育・教育施設の維持に関する施策を検討いただくよう、働きかけを要望します。

県からの回答

障害児保育については、国からの財政支援が地方交付税として直接市町村に交付されるため、市町村ごとに補助制度にばらつきがあるということは認識していますが、このような要

望が出てくる背景について、県としても具体的に把握しなければいけないと思っており、今年度市町村と保育施設に対して調査を実施することとしています。

その結果を取りまとめ、各市町村に全県の状況について情報提供し、一義的には各市町村が主体的にその状況を踏まえて見直しを進めていくことを期待しています。県としては、市町村との対話を通じて格差の是正を図りながらも、その状況を踏まえて、限られた財源の中ではありますが、どのような支援ができるのか考えたいと思っています。

県内の3つの市では子どもに関する条例を制定しています。条例の制定そのものは市町村で必要に応じて判断するものですので、県としては、そのような前向きな取組についての情報提供をしていきたいと思っています。

国としても少子化が進む地域での機能の維持を課題に掲げ、こどもまんなか実行計画においてもその解決に取り組んでいくこととしていますので、よりスピーディーに進めていただけるような要望をしていきたいと思っています。

従前、人口減少が進む地域においてはそれに見合った公定価格制度を打ち出してほしいということを県としても全国知事会を通して要望しており、引き続き要望していきたいと思えます。

協議－1

災害時要援護者の支援対応と地域共生社会の実現について

秋田県民生児童委員協議会

災害時要援護者の支援対応においては、今後は民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）と町内会・自治会との連携をベースとしながらも、各市町村の責任において個別避難計画の策定を進め、その実施に当たっては地域共生社会の実現による住民同士での助け合いや、地域の社会資源である福祉施設や企業、法人等との平時からのコミュニケーションや情報共有等の取組が不可欠になると考えますが、県としての今後の方針や具体案、福祉関係者に期待したいことなどについてお聞かせください。

県からのコメント

民生委員の皆様、県・市町村社協、関係団体の皆様には本当に昨年7月の大雨災害をはじめとして、地域福祉の推進にご尽力をいただいているということについて改めて感謝を申し上げます。

昨年7月の大雨災害の際には、民生委員が地域を一軒一軒回って声掛けをしたり、社協で被災地域へのローラー活動を行ってニーズの掘り起こしをしたりと、様々な面で対応をいただきました。

一方で、民生委員の成り手不足については昨年度の行政懇談会の中でもテーマとして上がりましたが、民生委員の定員確保対策についてはなかなか難しい状況にあるほか、自治会の解散が増加傾向にある状況も同様だと思っています。

県では今年度から第3期となる新たな地域福祉支援計画をスタートし、「ともに支え合いともに創る」、そういった地域社会を目指し、様々な観点で地域共生社会の実現に取り組んでいくこととしています。

令和3年5月の改正災害対策基本法で市町村における個別避難計画の策定が努力義務化されました。実際に令和6年4月1日現在、対象者全員について作成済みとなっている県内の市町村は6

市町、一部策定済みが16市町村、未策定が3町村となっており、災害行動要支援者名簿に登載されている方の約2割の策定状況というのが現状です。

国においては、まずは優先度の高い避難行動要支援者について、市町村が主体となって地域の実情に応じて概ね5年程度で個別避難計画の策定に取り組むことを要請しており、策定に当たっては本人の状況等をよく把握し、信頼関係を期待できる福祉専門職の参画が極めて重要であるとされています。

また、策定が進まない原因の一つとして、避難を支援する者の確保が難しいことが挙げられていますが、個人とともに自主防災組織や自治会等の団体も支援者になり得るとされています。本年度、男鹿市では、個別避難計画を見直し、地域福祉に精通した市の社会福祉協議会を中心に、民生委員、自主防災組織など地域関係者の協力を得て、地域の実情に即した計画の作成に向けて取り組んでいます。

具体的にはリーフレットの作成や折込みチラシの全戸配布など、住民への周知及び防災意識の醸成を図りながら、各地区の支援者が参加するワークショップでの計画策定や、その後の避難訓練により効果を検証するなど実行性の高い取組となっています。

県としては個別避難計画の早期策定に向け、このような好事例の情報提供を行うとともに、国のモデル事業やアドバイザー派遣事業等の積極的な活用を呼びかけ、策定を支援しているところですが、実行性のある計画策定には福祉や医療関係者、地域住民等の参画が重要であると認識しておりますので、より多くの方々が連携して取り組むよう市町村に助言をしたいと思います。



協議－2

訪問介護事業におけるサービス提供の実態と
本県における福祉・介護サービス提供体制の今後の展望について

秋田県社会福祉協議会・秋田県ホームヘルパー協議会

- (1) 在宅の要介護者の生活を支えるために重要な役割を果たしている訪問介護事業を県内のあらゆる地域で維持していくため、住宅間の距離や降雪期等、本県における中山間地特有の負担軽減策が必要と考えますが、県としての考えをお聞かせください。

- (2) 本県では人口の減少が続いており、訪問介護に限らず、多くの福祉サービスにおいてニーズや担い手の減少が予測されますが、今後の本県における福祉サービスの提供体制に関するグランドデザインについて意見交換を行いたく、県のお考えをお聞かせください。

※(2)については協議テーマ4と関連が深いため追って一体的に協議

県からのコメント

ご提言のとおり、県内の訪問介護事業所では今年の介護報酬の改定などに伴い、様々厳しい状況にあると認識しております。これまでの6年間で訪問介護事業所の数は19事業所の減少となっており、今年4月からの介護報酬の引き下げによりこの減少に拍車がかかるのではないかと我々としても非常に心配しているところです。

県の対応としては、まず国への要望に力を入れていきたいと考えています。国の方では中山間地に関する様々な加算もありますし、それを取り入れるとそれほど事業所の収入は減らないというような説明もありますけれども、地方と都市部の違いをきちんと認識していただきたいと思っています。

中山間地関係の加算は三つほどありますが、いずれも非常に使いにくく、県内で加算を取得している事業所は、10%にも満たないという状況です。国に対しては、そういったところを踏まえた介護報酬の改定についてこれまでも要望してきましたが、北海道・東北知事会等を通じて強めていきたいと思ひますし、併せて、現行の加算についても事業所の方に積極的に活用していただきたいと考えております。

秋田県独自の仕組み作りというお話がありましたが、この課題については全国的なものですので、それぞれの地方が取り組むというよりは、安定的で持続可能な仕組み作りを国の方できちんとやっていただくということを我々としては考えています。

秋田県は高齢化先進県と言われていますが、同時に財政的にも厳しい状況にあることから、制度を持続させていくことを考える必要があります。国でも訪問介護事業所等の実態調査に着手しているところであり、まずは国への要望に力を入れてまいりますので、ご理解いただければと思います。

協議－3

認知症予防を重視したフレイル予防対策の推進について

秋田県社会福祉協議会

- (1) 健康寿命の延伸を図るうえで、フレイル予防対策は重要であり、このことは、人材の確保が年々困難となっている介護現場の負担軽減を図るためにも、より重点的に取り組む必要があります。中でも、認知症予防対策は、本県の高齢者の健康水準向上を図るうえで非常に重要ですが、取組は必ずしも進んでいない現状にあります。そのため、県がリードして体験会やセミナーなどを通じて社会全体の関心やリテラシーを高

めるとともに、対策プログラムの研究、策定などに取り組む必要があると考えますが、県としてのお考えをお聞かせください。

- (2) 認知症予防においては、より軽度の状態で早期に診断し、それ以上悪化させないことが肝要であることから、日常的に通える場、集まれる場を活性化させ、一次予防として多様な認知症予防のプログラムを提供するとともに、症状に気づく機会を増やし、診断につなげることが効果的と考えますが、県としてのお考えをお聞かせください。

県からのコメント

世界保健機関がガイドラインとして示した認知症予防の有効なポイントとして、定期的な運動、禁煙、健康的な食生活、節度ある飲酒、体重コントロールなど、12項目ほど挙げられていますが、これらは介護予防、一般介護予防として取り組んでいただいているものとそれほどかけ離れたものでもないと認識しています。

介護予防、認知症予防というのは基本的には市町村の役割として整理されており、地域支援事業や、インセンティブ交付金を活用した取組など、それぞれの市町村が地域の実情を踏まえていろんなことに取り組んでいただいています。

それに対して県としては、全体の底上げや、新たにモデル的な取組を創出してその普及を図るといったところが役割と考えています。今後の方向性としては、例えば、認知症施策推進基本計画や高齢社会対策大綱に係る検討会において新たに難聴と認知症の関連についてクローズアップしていることから、そうした観点での新たな取組を市町村に促していく必要性を感じており、研究機関と相談するなどの取組を始めているところです。

認知症になってしまった方でも生きやすい社会づくりについては我々も非常に大事だと思っており、例えば昨年度、若年性認知症になられた方を「あきたオレンジ大使」として委嘱させていただいて、いろんなところでご講演いただくなど大変ご活躍いただいています。

そのほか、認知症の方も生きやすい地域づくりの取組として、チームオレンジという活動もやっておりますが、設置された市町村はまだ全体の5分の1ぐらいですので、今後県内のいろんな市町村に増やしていけるよう頑張っていきたいと思います。今後ともご協力をよろしくお願いします。

協議－4

今後の社会福祉法人経営への対応、持続可能性のあり方について

秋田県社会福祉法人経営者協議会

- (1) 県内各地で保育園等の閉鎖が続くと、若い人々が定住をあきらめ、過疎化にさらに拍車をかける事態を招きかねない状況となることから、その打開に向けた官民共同の取組方策などについて意見交換を行いたく、県のお考えをお聞かせください。

- (2) 介護人材確保においては、外国人材の受け入れや職員がやめない職場づくりに向けた環境整備などについての議論が進んでいますが、県として今後どのような方向に進もうとしているかお聞かせください。
- (3) 障害者支援サービスにおいて、支援区分が高い方であっても地域で支えることができる体制を整備するためには、地域ごとに障害者支援施設の充実強化や専門的人材の確保、養成を図ることが喫緊の課題と考えますが、どのように環境整備を図っていく考えかお聞かせください。
- (4) 社会福祉法人の連携、合併、事業譲渡が推奨されていますが、個々の法人での取組には限界があるため、県として今後の社会福祉法人のあり方や経営基盤の安定化につながる取組、社会福祉法人に求める役割などについてお考えをお聞かせください。

県からのコメント

秋田県では子育て施策日本一というのを知事も申しているとおり、子育て支援にかかる子ども一人当たりに対する費用という点では、統計をとってみると、間違いなく全国トップクラスです。

一方で、高齢者に対しては県独自の対策もいろいろやらせていただいておりますが、対象の方々の絶対数が非常に多いことから、財源の面で大変厳しい状況にあります。

そういった中でも、保育を含めた福祉分野において、どういったことができるのか、どういったところに手間なり、お金なりをかければより効果が出るのかという点については、ぜひ皆様方のご意見を聞きながら、お知恵を借りながら県としても取組を進めていきたいと思っています。

今回は福祉分野ですが、私どもは医療の分野も担当しており、医療現場でも高齢化に対応した今後の医療の在り方、そして同じように医師、看護師の人材不足というような課題もあることから、これをどう解決していくのかについて、医療関係者ともいろいろ話をしながら、まさにグランドデザインを描いていく必要があります。

福祉分野とも情報共有させていただきながら、福祉と医療の連携という中で解決していく方策もあるかと思しますので、そういった面でもご協力いただければと思います。

社会福祉法人の合併は確かにハードルが非常に高く、業種が異なるとなかなか難しいと思います。秋田県では、業種が違う法人同士で連携して、一部事務を共同で行うことによる経営の効率化、共同での物品の調達や人材確保といった取組を支援する事業を行っています。そうした事業の活用も進めながら、合併は難しいような場合でも、法人間で連携して経営を行っていくことは模索できるかと思しますので、県としても支援をしていきたいと思っています。